

教学内第 284 号
教学教内第 391 号
令和 3 年 9 月 15 日

市立学校長 様

学 務 課 長
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の変更について（通知）

このことについて、令和 3 年 8 月 23 日付教学内第 249 号、教学教内第 341 号で通知し、令和 3 年 9 月 6 日付教学内第 267 号、教学教内第 372 号で期間を 9 月 16 日まで延長しておりましたが、県が長岡市に発令していた「特別警報」が解除されたことを受け、今後の教育活動の実施にあたっては、9 月 17 日より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』（2021.4.28Ver.6）」のレベル 2 相当の対応から一部の対応をレベル 1 相当に引き下げ、下記の対応とします。

なお、長岡市内における感染者数は減少しておりますが、変異株の影響等により、予断を許さない状況にあるため、下記の内容について、引き続き適切に対応するようお願いいたします。

記

1 感染対策の徹底について

(1) 基本的な感染対策について

- ①本人の発熱や倦怠感、喉の違和感等、普段と体調が少しでも違う場合は登校させないこと。
同居の家族に風邪症状がみられる場合登校させない対応は解除する。
- ②検温等健康観察を継続し、健康観察表等を用いて把握すること。同居家族の健康状態を把握することは解除する。
- ③密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。
- ④身体的距離を確保するため、1 m を目安に最大限の間隔をとるよう座席を配置すること。
できない場合は、頻繁な換気をするなどの工夫をすること。
- ⑤給食時においては、手洗いの徹底、前向き、大声での会話を控える、食後のマスクの着用などの対応をとる。給食時は、換気を行いながら喫食すること。

(2) 各教科における対応について

各教科等の活動について、換気や身体的距離の確保、手洗いなど、可能な限り感染症対策を行った上で活動を実施すること。なお、これまで中止していた活動も同様に実施すること。なお、音楽、体育（保健体育）については、以下のことに留意すること。

【留意事項】

- ・音楽：合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、前後方向及び左右方向とにもできるだけ 2 m（最低 1 m）空けるようにすること。
- ・体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動の実施は慎重に検討すること。



2 学校行事について

- (1) 授業参観や体育的行事（運動会）、文化的行事（音楽発表会や学習発表会）等について、無観客開催は解除する。なお、保護者等の観覧については、人数を制限する等、内容や方法を工夫して実施すること。
- (2) 修学旅行等については、旅行先の感染拡大状況や保護者の意向等を慎重に確認し、可能な限りキャンセル料等が発生する前に実施の可否を判断すること。

3 部活動について

- (1) 休養日及び活動時間、大会（コンクール等を含む）や練習試合、合同練習等について
 - ①活動時間は、大会等への参加を除き、平日2時間以内、週休日等3時間以内とする。
 - ②練習試合、合同練習等については、近隣市町村内において近隣市町村内の学校同士の活動のみとし、参加校を減らすなど規模を縮小するとともに、活動時間は3時間以内とする。実施については、その必要性を慎重に検討し、校長は実施の可否を判断すること。
 - ③公式大会（コンクール等を含む）への参加にあたっては、十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、校長の許可を得たうえで参加することができる。
 - ④中体連及び競技団体、文化連盟主催の大会及びコンクール、発表会への参加を除き、県外への遠征及び県外の学校との交流は行わない。
 - ⑤県外在住のコーチ等を招いての活動や県外から帰省してきた卒業生等との交流及び合同練習は行わないこと。
 - ⑥各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を厳守すること。
- (2) 感染拡大防止対策について
 - ①活動の際は、感染拡大防止対策を徹底すること。特に、活動場所や更衣室等でのすべての密（密閉、密集、密接など）を避けるとともに、活動前後は手洗いを徹底すること。
 - ②飛沫感染に留意し、マスクの着用を徹底し、近距離で大声を出さないことなどにも留意すること。活動中はマスクを着用する必要はないが、活動の前後、用器具等の準備及び休憩時間中はマスクを着用させること。
 - ③顧問は指導中、原則としてマスクを着用すること。
 - ④朝の検温を確実に行うとともに、発熱等の症状がある生徒は参加させないこと。同居の家族に風邪症状がみられる場合参加させない対応は解除する。
 - ⑤活動場所や用具、更衣室については、使用後に十分消毒、清掃を行うなど環境衛生を良好に保つこと。
 - ⑥食事については、すべての密（密閉、密集、密接など）を避けるとともに、会話をせず、必要最低限の時間で済ませるよう指導すること。
 - ⑦積極的に水分補給や休息を行うなど、熱中症事故防止を徹底すること。
 - ⑧校長及び教頭は、練習日、活動時間、活動場所、大会や練習試合等の活動計画書等の確認など、自校の活動状況を確実に把握するとともに、活動時に巡回するなど、感染予防対策の状況を確認すること。

4 感染者、濃厚接触者が発生した場合の対応について

- (1) 感染者が発生した場合、学校の全部又は一部の臨時休業を行うかについては、保健所や学校医の助言を受け、学校と教育委員会が相談して判断する。

- (2) 感染者が発生した場合、学校は、保健所が行う接触者リスト作成のための協力を行うこと。
接触者の状況によっては、土日祝日に状況を確認する場合がある。
- (3) 感染者、濃厚接触者として自宅待機となった場合は、Edu-Diver 構想の下、本人及び保護者の同意を得た上で、オンライン学習を進める。

5 その他

- (1) 変更した内容について、教職員及び保護者に確実に周知すること。また、部活動については、外部指導者等の関係者にも確実に周知すること。
- (2) 今後、感染拡大の状況により、対応内容を変更する場合があります。

【担当】学務課

学校教育課

保健給食係 鈴木
電話：39-2239
管理指導主事 涌井
企画推進係 佐々木
学校支援係 三津輪
電話：39-2249